

商工会 ExpressNews



お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご利用ください！

事業復活支援金 事前案内

事業復活支援金の概要が発表されました。

当支援金は、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。1月31日の週から申請受付が予定されています。なお、給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性がありますのでご了承ください。

<事業復活支援金 概要>

●給付対象

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ・2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

●給付額 = 基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5
基準期間 「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間

(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

対象月 2021年11月～2022年3月のいずれかの月

(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

●給付上限額

給付上限額				
売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

●概要について(必ずご参照ください)

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/pdf/summary.pdf

●申請方法

一時支援金又は月次支援金の既受給者においては、事前確認が不要となりますので、本申請をWEBからできます。

*昨年度一時支援金と月次支援金を受給していない事業者は登録確認機関(商工会・税理士法人・金融機関)で事前確認を行う必要がございます。

●事業復活支援金事務局 HP

<https://jigyoyou-fukkatsu.go.jp/>

電子帳簿保存法に関するご案内

電子帳簿保存法は、令和3年度税制改正において電子取引データ保存について出力書面等の保存をもって代える措置が廃止されましたが、令和3年12月27日に公布された改正省令を受け、その円滑な移行を図る観点から、令和5年12月31日までに電子取引については引き続き出力書面による保存を可能とする措置を整備することとされていますのでご案内します。

●電子取引データの保存方法

①令和5年12月31日までに電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません(事前申請等は不要)。

②令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

★詳しくは下記リンクをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sonota/0021011-068.pdf>

本日1/21から「まん延防止等重点措置区域」に指定されました。

岐阜県では、1月20日に新型コロナウイルス感染症における非常事態宣言を発令し、本日からまん延防止の指定を受けました。当地域においてもコロナウイルス感染者が発生しておりますので、今一度、感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

●岐阜県 HP 第6波 非常事態宣言について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/198866.html>

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 参照ホームページについて

昨日ご案内いたしました岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾)について参照HPのアドレスが変更となっておりますのでご案内します。

●岐阜県 時短協力金第9弾 詳細ページ

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/196002.html>

『困ったなあ』『どうしよう』

そのお悩みをお聞かせください。

☎丹生川 78-2002 / ☎上宝 86-2354

高山北商工会本所

TEL: 0577-72-4130

FAX: 0577-72-4514